

平成 23 年

奈良市議会12月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市議案第 8 9 号	平成 2 3 年度奈良市一般会計補正予算（第 3 号）……………	1
〳 第 9 0 号	平成 2 3 年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算 （第 1 号）……………	8
〳 第 9 1 号	平成 2 3 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）……………	10
〳 第 9 2 号	平成 2 3 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 1 号）……………	12
〳 第 9 3 号	平成 2 3 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	14
〳 第 9 4 号	平成 2 3 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）……	131
〳 第 9 5 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改 正について……………	151
〳 第 9 6 号	奈良マーチャントシードセンター条例の廃止につい て……………	160
〳 第 9 7 号	奈良市営住宅条例の一部改正について……………	167
〳 第 9 8 号	町の区域の変更について……………	171
〳 第 9 9 号	町の区域の変更について……………	174
〳 第 1 0 0 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	177
〳 第 1 0 1 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	178
〳 第 1 0 2 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	179
〳 第 1 0 3 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	180
〳 第 1 0 4 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	181
〳 第 1 0 5 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	182
〳 第 1 0 6 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	183
〳 第 1 0 7 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	184
〳 第 1 0 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	185
〳 第 1 0 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	186
〳 第 1 1 0 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	187

奈良市議案第141号	公の施設の指定管理者の指定について……………	219
〳 第142号	公の施設の指定管理者の指定について……………	220
〳 第143号	公の施設の指定管理者の指定について……………	221
〳 第144号	公の施設の指定管理者の指定について……………	222
〳 第145号	公の施設の指定管理者の指定について……………	223
〳 第146号	公の施設の指定管理者の指定について……………	224
〳 第147号	公の施設の指定管理者の指定について……………	225
〳 第148号	公の施設の指定管理者の指定について……………	226
〳 第149号	公の施設の指定管理者の指定について……………	227
〳 第150号	公の施設の指定管理者の指定について……………	228
〳 第151号	公の施設の指定管理者の指定について……………	229
〳 第152号	公の施設の指定管理者の指定について……………	230

平成 23 年度奈良市一般会計
補正予算（第 3 号）

平成 23 年度奈良市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,320,720 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 127,191,884 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 23 年 12 月 7 日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11. 地方交付税		15,100,000 ^{千円}	365,310 ^{千円}	15,465,310 ^{千円}
	1. 地方交付税	15,100,000	365,310	15,465,310
13. 分担金及び 負担金		1,276,877	3,997	1,280,874
	1. 分 担 金	7,568	3,997	11,565
15. 国庫支出金		22,473,273	915,800	23,389,073
	1. 国庫負担金	18,498,756	888,000	19,386,756
	2. 国庫補助金	857,418	27,800	885,218
16. 県支出金		6,042,078	153,798	6,195,876
	1. 県負担金	3,619,091	73,750	3,692,841
	2. 県補助金	2,240,513	79,848	2,320,361
	3. 県委託金	131,453	200	131,653
17. 財産収入		290,544	401,523	692,067
	2. 財産売払収入	244,600	401,523	646,123
20. 繰越金		432,369	216,892	649,261
	1. 繰越金	432,369	216,892	649,261
22. 市 債		14,912,600	263,400	15,176,000
	1. 市 債	14,912,600	263,400	15,176,000
歳 入 合 計		124,871,164	2,320,720	127,191,884

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		895,472 ^{千円}	△ 57,503 ^{千円}	837,969 ^{千円}
	1. 議会費	895,472	△ 57,503	837,969
2. 総務費		14,920,282	624,809	15,545,091
	1. 総務管理費	11,338,339	681,809	12,020,148
	3. 徴税費	1,362,989	△ 39,973	1,323,016
	4. 戸籍住民 基本台帳費	553,127	1,888	555,015
	5. 選挙費	176,280	△ 9,017	167,263
	6. 統計調査費	36,966	△ 3,686	33,280
	7. 監査委員費	90,097	△ 6,212	83,885
3. 民生費		48,515,332	1,435,197	49,950,529
	1. 社会福祉費	18,358,742	380,294	18,739,036
	2. 児童福祉費	18,057,836	100,421	18,158,257
	3. 生活保護費	12,034,421	952,903	12,987,324
	4. 国民年金 事務費	64,333	1,579	65,912
4. 衛生費		10,895,121	198,193	11,093,314
	1. 保健衛生費	1,745,504	△ 8,893	1,736,611
	2. 保健所費	1,702,354	122,919	1,825,273
	3. 清掃費	5,911,266	84,167	5,995,433
5. 労働費		121,041	975	122,016
	1. 労働諸費	121,041	975	122,016
6. 農林水産業費		551,858	7,030	558,888
	1. 農林費	551,858	7,030	558,888
7. 商工費		1,699,646	14,413	1,714,059
	1. 商工費	1,699,646	14,413	1,714,059

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 観光費		1,025,688 ^{千円}	25,480 ^{千円}	1,051,168 ^{千円}
	1. 観光費	1,025,688	25,480	1,051,168
9. 土木費		12,837,582	20,986	12,858,568
	1. 土木管理費	205,830	1,326	207,156
	2. 道路橋梁費	2,543,131	△ 21,676	2,521,455
	3. 河川費	344,311	△ 1,655	342,656
	4. 都市計画費	8,881,024	47,216	8,928,240
	5. 住宅費	863,286	△ 4,225	859,061
10. 消防費		4,133,272	55,663	4,188,935
	1. 消防費	4,133,272	55,663	4,188,935
11. 教育費		12,139,269	△ 25,823	12,113,446
	1. 教育総務費	2,579,534	△ 18,372	2,561,162
	2. 小学校費	2,448,892	△ 2,499	2,446,393
	3. 中学校費	2,352,605	14,659	2,367,264
	4. 高等学校費	986,072	△ 10,340	975,732
	5. 幼稚園費	1,241,626	△ 16,141	1,225,485
	6. 社会教育費	1,411,348	3,100	1,414,448
	7. 保健体育費	1,119,192	3,770	1,122,962
12. 災害復旧費		48,000	21,300	69,300
	1. 農林水産業施設災害復旧費	8,000	21,300	29,300
歳出合計		124,871,164	2,320,720	127,191,884

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市総合福祉センターの管理に要する経費	平成24年度から平成28年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市子ども発達センターの管理に要する経費	平成23年度から平成28年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による名勝大乘院庭園文化館の管理に要する経費	平成24年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市美術館の管理に要する経費	平成24年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市グリーンホールの管理に要する経費	平成24年度から平成28年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市ボランティアセンターの管理に要する経費	平成24年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市鴻ノ池球場ほか29施設の管理に要する経費	平成24年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市ならやま屋内温水プールの管理に要する経費	平成24年度から平成28年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市中央武道場ほか3施設の管理に要する経費	平成24年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市八条コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	平成24年度から平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市青少年野外活動センターの管理に要する経費	平成24年度から平成28年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良町からくりおもちゃ館の管理に要する経費	平成24年度から平成28年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による西部公民館学園大和分館の管理に要する経費	平成24年度から平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による南部公民館精華分館の管理に要する経費	平成24年度から平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による南部公民館東九条分館の管理に要する経費	平成24年度から平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による南部公民館 明治分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による三笠公民館 大安寺西分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 横田分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 水間分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 柚ノ川分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による富雄公民館 元町分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館 興ヶ原分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館 邑地分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館 丹生分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館 北野山分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による若草公民館 佐保分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館 東里分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館 狭川分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館 大平尾分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館 西木辻分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館 大安寺分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による春日公民館 済美南分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による二名公民館 二名分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による二名公民館 西登美ヶ丘分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による京西公民館 平松分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による伏見公民館 あやめ池分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による平城公民館 歌姫分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による飛鳥公民館 白毫寺分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による都跡公民館 佐紀分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による都跡公民館 尼辻分館の管理に要する経費	平成24年度から 平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
福 祉 施 設 整 備 事 業	280,100 ^{千円}	290,100 ^{千円}
清 掃 施 設 整 備 事 業	226,200	276,200
災 害 復 旧 事 業	42,900	49,300
退 職 手 当	2,050,000	2,211,800
臨 時 財 政 対 策	6,250,000	6,285,200
計	14,912,600	15,176,000

平成23年度奈良市下水道事業費
特別会計補正予算（第1号）

平成23年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ19,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,295,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		3,245,818 ^{千円}	△ 19,000 ^{千円}	3,226,818 ^{千円}
	1. 一般会計 繰入金	3,245,818	△ 19,000	3,226,818
歳入合計		10,314,000	△ 19,000	10,295,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		4,869,208 ^{千円}	△ 19,500 ^{千円}	4,849,708 ^{千円}
	1. 下水道費	3,345,181	△ 8,800	3,336,381
	2. 下水管渠費	1,370,627	△ 10,700	1,359,927
2. 農業集落排水事業費		583,333	500	583,833
	2. 農業集落排水 施設整備費	475,100	500	475,600
歳出合計		10,314,000	△ 19,000	10,295,000

平成23年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）

平成23年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,879,374千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 繰 入 金		2,242,281 ^{千円}	△ 8,000 ^{千円}	2,234,281 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 金 繰 入	2,183,100	△ 8,000	2,175,100
歳 入 合 計		34,887,374	△ 8,000	34,879,374

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		411,284 ^{千円}	△ 8,000 ^{千円}	403,284 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	326,274	△ 8,000	318,274
歳 出 合 計		34,887,374	△ 8,000	34,879,374

平成23年度奈良市土地区画整理
事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,648,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		963,700 ^{千円}	△ 16,000 ^{千円}	947,700 ^{千円}
	1. 一般会計 繰入金	963,700	△ 16,000	947,700
歳入合計		1,664,400	△ 16,000	1,648,400

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費		363,400 ^{千円}	△ 7,000 ^{千円}	356,400 ^{千円}
	西大寺駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	363,400	△ 7,000	356,400
2. JR奈良駅南 地区土地区画 整理事業費		508,000	△ 9,000	499,000
	JR奈良駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	508,000	△ 9,000	499,000
歳出合計		1,664,400	△ 16,000	1,648,400

平成23年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第2号）

平成23年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,506,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		3,467,101 ^{千円}	△ 10,000 ^{千円}	3,457,101 ^{千円}
	1. 一般会計 繰入金	3,173,825	△ 10,000	3,163,825
歳入合計		21,516,912	△ 10,000	21,506,912

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		552,850 ^{千円}	△ 10,000 ^{千円}	542,850 ^{千円}
	1. 総務管理費	342,958	△ 10,000	332,958
歳出合計		21,516,912	△ 10,000	21,506,912